

No.	質 問	回 答
1	<p>【通所型サービス】 通所型サービスAを通所介護と一体的に実施する場合の設備基準、人員基準についての質問です。</p> <p>①設備面に関して「必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど・・・」とありますが、要介護者や現行相当サービスなどの方と、通所型サービスA対象者の方が同じ場所を共有することは可能という解釈で良かったでしょうか。（場所は共有してもプログラム内容は変更します。）</p> <p>②上記の内容が良かった場合、当事業所は定員65名なのですが、介護（予防）通所介護定員65名分の面積+通所型サービスAの面積分が必要なのでしょうか？それとも定員65で要介護者、要支援者全体で見て定員65名のように一体的に考えるのでしょうか？</p>	<p>①設備基準に係る当該記載は、介護給付による通所介護と通所型サービスAを行う場合（通所型サービス（現行相当）は行わない）についての記載である。介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）及び通所型サービスAの3つのサービスを行う場合は、介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）を同一スペースで一体的に行い、通所型サービスAは他のスペース（介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）を行っているスペースと同一の空間であっても、パーティション等で区切るなど明確にスペースを区分している場合を含む）で単独で実施するという形態が想定される。（平成27年7月の意見交換会後のQ&Aにおいても掲載）</p> <p>なお、上記のようなスペースの区分方法によらず、曜日によって異なるサービスを提供する形態（介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）を提供しない曜日に、同一スペースで通所型サービスAを提供する）も可能である。</p> <p>②これまで（介護予防）通所介護を定員65名で行っている事業所が、総合事業開始後において、介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）及び通所型サービスAの3つのサービスを行う場合（同一の曜日に3つのサービスを提供する形態の場合）、必要となる食堂及び機能訓練室の面積は、介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）での定員65名に対し「3平方メートル×65」以上の面積、通所型サービスAの利用定員に対し「2.4平方メートル×通所型サービスAの利用定員」以上の面積となる。（この場合のスペースの区分については、上記①のとおり。）</p> <p>なお、設備基準の他、人員基準においても、介護給付による通所介護と通所型サービス（現行相当）での職員配置とは別に、通所型サービスAの利用定員に対して職員の配置が必要となることに留意されたい。</p>

<p>2 【通所型サービス】</p> <p>説明会資料「5. サービス事業所について」の現行相当サービス及び通所型サービスAのサービス費用のスライドの【入浴はサービス単価に含む】について</p> <p>これまでほとんどの事業所では、要支援の利用者の方々は、一体的にサービスを受けているが、入浴についてはオプション的なサービス（自費）でなければほとんどの利用者が、これまでどおりの一体的なサービスを希望し歯止めがかからない状態になってしまっているのではないかと懸念されている。これまでと変わらぬサービス提供にしたい。市で示しているサービス提供時間3時間入浴以上（現行）・2時間以上（通所型サービスA）により、1日2単位でのサービス提供を実施したい。入浴については自費とする線引きが必要と強く思う。介護給付では、入浴は加算の部分でもある。</p>	<p>これまでも要支援者の入浴は、介護報酬に含まれており、入浴介助加算は要介護者の場合のみ、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定できるものである。</p> <p>総合事業においても、要支援者への入浴は、ケアマネジメントにより必要とされる場合にサービスを提供していただくものであり、サービス単位に含まれる。</p> <p>【参考】18. 3. 22 vol.178 平成18年4月改定関係Q&A</p> <p>介護予防通所サービス・介護予防通所リハビリテーション</p> <p>Q. 送迎・入浴が単位数に包括されているが、送迎や入浴を行わない場合についても減算はされないのか。</p> <p>A.送迎・入浴については、基本単位の中に包括されていることから、事業所においては、引き続き希望される利用者に対して適切に送迎・入浴サービスを提供する必要があると考えている。ただし、利用者の希望がなく送迎・入浴を実施しなかったからといって減算することは考えていない。</p>
---	--

【参考】介護サービス関係 Q&A 平成12年1月21日 事務連絡

Q 要介護者又は要支援者以外の者が介護保険サービスを全額自己負担することによって利用することが可能か。（居宅サービスの場合）

A 指定居宅サービス事業者がサービスを提供するにあたっては、当然ながら要介護者等に対するサービス提供を優先する必要がある。

しかしながら、介護保険の運営基準を遵守した上で、なお余力がある場合においては、指定居宅サービスの提供に支障がない範囲で、要介護者等以外の者に対するサービス提供を行うことは可能である。

ただし、この場合において、要介護者等以外に対するサービスの提供により、指定居宅サービスの提供に支障があると考えられる場合には、運営基準違反となることに留意されたい。また、例えば、通所系サービスにおいて、要介護者等に加えて、要介護者等以外の者に対しても併せてサービス提供を行うような場合には、人員配置等において、要介護者等に対するサービスの水準を確保することは当然に必要である。

なお、短期入所系サービスの提供の場合は、施設サービスと同様の考え方から、原則として認められないものであるが、例外的に認められるものとしては、以下のような場合が考えられる。

- (1) 自立者等の生活支援・介護予防という観点から、市町村が生活管理指導短期宿泊事業を行う場合
- (2) 身体障害者に対する短期入所系サービスとの相互利用が認められる場合

3. その他

要介護者等が居宅サービスを利用するにあたって、当該者の支給限度額（短期入所の場合は利用可能日数）を超えて利用する場合（いわゆる「上乗せサービス」を利用する場合）については、全額自己負担によって利用することが可能である。